立川市訪問型サービス（身体介助）サービスコード表　【令和6年4月1日から令和6年5月31日まで】

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	（1）1週に1回程度の場合						1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		1176 単位	日割の場合	÷ 30.4日	39 単位			39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス12		（2）1週に2回程度の場合						2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス12日割		2349 単位	日割の場合	÷ 30.4日	77 単位			77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス13		（3）1週に2回を超える程度の場合						3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス13日割		3727 単位	日割の場合	÷ 30.4日	123 単位			123	1日につき
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	（1）1週に1回程度の場合		12 単位減算			-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割				日割の場合 ÷ 30.4日	1 単位減算			-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			（2）1週に2回程度の場合		23 単位減算			-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割				日割の場合 ÷ 30.4日	1 単位減算			-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13			（3）1週に2回を超える程度の場合		37 単位減算			-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割				日割の場合 ÷ 30.4日	1 単位減算			-1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 10% 減算				1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 15% 減算				
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合			所定単位数の 12% 減算				
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算				所定単位数の 15% 加算				
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割					所定単位数の 15% 加算				1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算				所定単位数の 10% 加算				1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割					所定単位数の 10% 加算				1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算				所定単位数の 5% 加算				1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割					所定単位数の 5% 加算				1日につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算				200 単位加算			200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算			(1)生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100 単位加算			100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ				(2)生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200 単位加算			200	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算				50 単位加算			50	1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ）			所定単位数の 137/1000 加算				1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ）			所定単位数の 100/1000 加算				
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ）			所定単位数の 55/1000 加算				
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算			(1)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 63/1000 加算				
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ				(2)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 42/1000 加算				
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算				所定単位数の 24/1000 加算				

立川市訪問型サービス（家事支援）サービスコード表　【令和6年4月1日から令和6年5月31日まで】

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
A2	1121	訪問型独自サービス／211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	（1）1週に1回程度の場合						1,094	1月につき
A2	2121	訪問型独自サービス／211日割		1094 単位	日割の場合	÷ 30.4日	36 単位			36	1日につき
A2	1221	訪問型独自サービス／212		（2）1週に2回程度の場合						2,185	1月につき
A2	2221	訪問型独自サービス／212日割		2185 単位	日割の場合	÷ 30.4日	72 単位			72	1日につき
A2	1331	訪問型独自サービス／213		（3）1週に2回を超える程度の場合						3,466	1月につき
A2	2331	訪問型独自サービス／213日割		3466 単位	日割の場合	÷ 30.4日	114 単位			114	1日につき
A2	C221	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／211	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	（1）1週に1回程度の場合		12 単位減算			-12	1月につき
A2	C230	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／211日割				日割の場合 ÷ 30.4日	1 単位減算			-1	1日につき
A2	C222	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／212			（2）1週に2回程度の場合		23 単位減算			-23	1月につき
A2	C223	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／212日割				日割の場合 ÷ 30.4日	1 単位減算			-1	1日につき
A2	C224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／213			（3）1週に2回を超える程度の場合		37 単位減算			-37	1月につき
A2	C225	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／213日割				日割の場合 ÷ 30.4日	1 単位減算			-1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 10% 減算				1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 15% 減算				
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合			所定単位数の 12% 減算				
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算				所定単位数の 15% 加算				
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割					所定単位数の 15% 加算				1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算				所定単位数の 10% 加算				1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割					所定単位数の 10% 加算				1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算				所定単位数の 5% 加算				1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割					所定単位数の 5% 加算				1日につき
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算／2	ハ 初回加算				200 単位加算			200	1月につき
A2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／2	ニ 生活機能向上連携加算			(1)生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100 単位加算			100	
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／2				(2)生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200 単位加算			200	
A2	6112	訪問型独自口腔連携強化加算／2	ホ 口腔連携強化加算				50 単位加算			50	1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ）			所定単位数の 137/1000 加算				1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ）			所定単位数の 100/1000 加算				
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ）			所定単位数の 55/1000 加算				
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算			(1)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 63/1000 加算				
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ				(2)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 42/1000 加算				
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算				所定単位数の 24/1000 加算				

立川市訪問型サービス（身体介助）サービスコード表（給付制限）　【令和6年4月1日から令和6年5月31日まで】

訪問型サービス（身体介助）指定事業者が給付制限のかかった方のサービス費を請求する場合に使用します。

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目			給付率	合成単位数	算定単位
A3	1001	訪問型サービスⅠ（制限）	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 （1）週1回程度	事業対象者・要支援1・要支援2 1,176 単位		70%	1,176	1月につき
A3	1002					60%		
A3	1005	訪問型サービスⅠ・同一（制限）			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×　90%	70%	1,058	
A3	1006					60%		
A3	1009	訪問型サービスⅠ日割（制限）		事業対象者・要支援1・要支援2 39 単位		70%	39	1日につき
A3	1010					60%		
A3	1013	訪問型サービスⅠ日割・同一（制限）			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×　90%	70%	35	
A3	1014					60%		
A3	1021	訪問型サービスⅡ（制限）	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 （2）週2回程度	事業対象者・要支援1・要支援2 2,349 単位		70%	2,349	1月につき
A3	1022					60%		
A3	1025	訪問型サービスⅡ・同一（制限）			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×　90%	70%	2,114	
A3	1026					60%		
A3	1029	訪問型サービスⅡ日割（制限）		事業対象者・要支援1・要支援2 77 単位		70%	77	1日につき
A3	1030					60%		
A3	1033	訪問型サービスⅡ日割・同一（制限）			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×　90%	70%	69	
A3	1034					60%		
A3	1041	訪問型サービスⅢ（制限）	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 （3）週2回を超える程度	要支援2 3,727 単位		70%	3,727	1月につき
A3	1042					60%		
A3	1045	訪問型サービスⅢ・同一（制限）			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×　90%	70%	3,354	
A3	1046					60%		
A3	1049	訪問型サービスⅢ日割（制限）		要支援2 123 単位		70%	123	1日につき
A3	1050					60%		
A3	1053	訪問型サービスⅢ日割・同一（制限）			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×　90%	70%	111	
A3	1054					60%		
A3	1101	訪問型サービス初回加算（制限）	ハ 初回加算 200 単位加算			70%	200	1月につき
A3	1102					60%		
A3	1103	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ（制限）	ニ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100 単位加算	70%	100	
A3	1104					60%		
A3	1105	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ（制限）			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 単位加算	70%	200	
A3	1106					60%		
A3	1107	訪問型口腔連携強化加算（制限）	ホ 口腔連携強化加算 50 単位加算			70%	50	1回につき
A3	1108					60%		

サービスコード表にない処遇改善、減算に関わるサービスコードについては事前にご相談ください。

令和6年5月31日まで

介護職員処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ

介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ

介護職員等ベースアップ等支援加算

※「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入します。
※介護職員等処遇改善加算・旧3加算（介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算）は、支給限度額管理の対象外の算定項目となります。
　また、A2とは異なり、それぞれの条件に合致した項目で算定します。
※給付制限中の給付率は負担割合証の負担割合に関わらず70%（1・2割負担）又は60%（3割負担）となります。

立川市訪問型サービス（家事支援）サービスコード表（給付制限）　【令和6年4月1日から令和6年5月31日まで】

訪問型サービス（家事支援）指定事業者が給付制限のかかった方のサービス費を請求する場合に使用します。

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目			給付率	合成単位数	算定単位
A3	1501	訪問型サービスⅠ／2（制限）	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 （1）週1回程度	事業対象者・要支援1・要支援2 1,094 単位		70%	1,094	1月につき
A3	1502					60%		
A3	1503	訪問型サービスⅠ／2・同一（制限）			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×　90%	70%	985	
A3	1504					60%		
A3	1505	訪問型サービスⅠ／2日割（制限）		事業対象者・要支援1・要支援2 36 単位		70%	36	1日につき
A3	1506					60%		
A3	1507	訪問型サービスⅠ／2日割・同一（制限）			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×　90%	70%	32	
A3	1508					60%		
A3	1511	訪問型サービスⅡ／2（制限）	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 （2）週2回程度	事業対象者・要支援1・要支援2 2,185 単位		70%	2,185	1月につき
A3	1512					60%		
A3	1513	訪問型サービスⅡ／2・同一（制限）			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×　90%	70%	1,967	
A3	1514					60%		
A3	1515	訪問型サービスⅡ／2日割（制限）		事業対象者・要支援1・要支援2 72 単位		70%	72	1日につき
A3	1516					60%		
A3	1517	訪問型サービスⅡ／2日割・同一（制限）			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×　90%	70%	65	
A3	1518					60%		
A3	1521	訪問型サービスⅢ／2（制限）	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 （3）週2回を超える程度	要支援2 3,466 単位		70%	3,466	1月につき
A3	1522					60%		
A3	1523	訪問型サービスⅢ／2・同一（制限）			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×　90%	70%	3,119	
A3	1524					60%		
A3	1525	訪問型サービスⅢ／2日割（制限）		要支援2 114 単位		70%	114	1日につき
A3	1526					60%		
A3	1527	訪問型サービスⅢ／2日割・同一（制限）			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×　90%	70%	103	
A3	1528					60%		
A3	1601	訪問型サービス初回加算／2（制限）	ハ 初回加算 200 単位加算			70%	200	1月につき
A3	1602					60%		
A3	1603	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／2（制限）	ニ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100 単位加算	70%	100	
A3	1604					60%		
A3	1605	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／2（制限）			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 単位加算	70%	200	
A3	1606					60%		
A3	1607	訪問型口腔連携強化加算／2（制限）	ホ 口腔連携強化加算 50 単位加算			70%	50	1回につき
A3	1608					60%		

サービスコード表にない処遇改善、減算に関わるサービスコードについては事前にご相談ください。

令和6年5月31日まで

介護職員処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ

介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ

介護職員等ベースアップ等支援加算

令和6年6月1日から

介護職員等処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ

令和6年6月1日から令和7年3月31日まで

介護職員等処遇改善加算Ⅴ（経過措置区分）（1）～（14）

※「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入します。
※介護職員等処遇改善加算・旧3加算（介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算）は、支給限度額管理の対象外の算定項目となります。
　また、A2とは異なり、それぞれの条件に合致した項目で算定します。
※給付制限中の給付率は負担割合証の負担割合に関わらず70%（1・2割負担）又は60%（3割負担）となります。